

文 政 第 5 6 0 号
平成 1 5 年 7 月 1 0 日

昭和開発株式会社
代表取締役 牛 窪 宏 次 殿

沖縄県知事
稲 嶺 恵 一

ヤエネシア村開発計画（仮称）に係る環境影響評価書に対する知事意見について

平成 1 5 年 5 月 2 6 日付けで送付のあったみだしの環境影響評価書について、沖縄県環境影響評価
条例第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を別添のとおり述べる。

なお、当該事業の実施にあたっては、その着工の 4 5 日前までに、沖縄県赤土等流出防止条例に基
づく通知を行うこと。

ヤエネシア村開発計画（仮称）に係る環境影響評価書に対する知事意見

平成15年5月26日付けで送付のあったみだしの評価書については、当該事業に係る準備書に対する知事意見を勘案して修正し、又は予測及び評価をやり直して作成されているが、その内容に不十分な箇所があることから、沖縄県環境影響評価条例（以下「条例」という。）第22条第1項の規定に基づき、下記のとおり、評価書について環境の保全の見地から意見を述べるので、これらの事項を勘案して評価書の記載事項に検討を加え、当該事項の修正を必要と認めるときは、評価書について所用の補正を行うこと。

記

【大気環境関係】

- 1 大気質に係る事後調査については、事後調査の結果により実施するとしている影響調査の内容を示すとともに、その結果から環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針についても具体的に記載すること。
- 2 建設機械の稼働に伴う騒音に対する環境保全措置については、当該措置として実施するとしている効率的な工程計画と適切な建設機械の配置計画の検討結果を記載すること。
また、工事の際に集落に面した箇所に設置するとしている遮音壁については、その構造、材質、及び設置位置を具体的に示すこと。

【水環境関係】

- 3 赤土等による水の濁りについて
 - (1) 準備書に対する知事意見を勘案して検討した浸透池については、その検討結果を具体的に記載すること。
 - (2) 赤土等流出防止対策として、造成工事中の造成面を全てシート被覆することが困難である場合には、土壌団粒化剤散布等の表土保全措置についても検討すること。
 - (3) 工事中に設置するとしている仮沈澱池の容量については、造成面へシート被覆を行う場合、それによって増加する流出率を考慮し具体的に検討すること。
なお、その際は、仮沈澱池の設置位置の自然度等を考慮して、必要に応じ濁水処理装置との併用等による容量の縮小及びそれに伴う改変面積の縮小を検討すること。
 - (4) 国頭礫層の分布地域に計画されている仮沈澱池及び浸透池については、琉球石灰岩層に比べて浸透性が大きく異なることから、浸透試験等で透水係数を明らかにした上で容量を再度計算すること。
なお、濁水の処理を機械式により行う場合は、その能力を考慮して仮沈澱池の容量を計算するとともに、凝集剤等の薬剤を使用する場合にはその安全性等も考慮すること。

(5) 浸透池で地下浸透した濁水については、地下浸透による濁り成分のろ過率が不明であり、濁水が海域へ湧き出してくることも考えられるため、環境保全措置を講じること。

(6) ドリーネへの赤土等による濁水の流入防止のために行うとしている対策については、その配置、構造等について具体的に記載すること。

(7) 土砂の流出防止計画については、浸透池の目詰まりへの対策や堆積土砂の除去等を追加すること。

4 水象の変化の予測及び評価に当たっては、地下水脈の流動及びそれに係る予測の不確実性の程度を考慮させた上で、再度検討すること。

【自然環境関係】

5 植物、動物及び生態系に係る予測及び評価については、個々の生物の生活史等の生態の違いを考慮したうえでより詳細に行うこと。

6 植物や動物の重要種の概要等については、用いた文献等の出典を明らかにすること。また、調査結果における種の分類や分布状況等の記述については、再度整理し直すこと。

7 陸域植物の事後調査における「法面及び林縁植栽用郷土個体の育成」については、郷土樹種の入手方法及び育成の検討結果を明らかにすること。

8 動植物及び生態系に対する水象の変化に伴う影響の予測及び評価については、表面流出量及び地下水量の変化を十分考察したうえで、再度検討すること。

9 動植物及び生態系に関する事後調査の調査時期や調査期間については、浸透池によって地下に浸透した水が、海域の生物種等へ及ぼす影響が顕在化するまでに時間がかかること等を考慮して、技術指針に基づき調査期間等を検討すること。

10 陸域動物について

(1) 光条件の変化による影響への環境保全措置として実施するとしている「遮光帯（遮光壁、植樹帯）」については、遮光壁の構造や材質、色、及び植樹帯の樹種等並びに遮光帯の設置位置等の具体的な内容についても示すこと。また、遮光壁の設置に伴って生じるおそれのある移動阻害による影響についても検討すること。

(2) 工事騒音・振動による影響への環境保全措置として実施するとしている「工事期間の配慮」については、生物個々における繁殖期等の配慮期間を明らかにし、それを考慮した工事工程表や重機投入計画表を示すこと。

(3) 陸域動物に対する「工事に係る生息地の消失・縮小による影響」への環境保全措置として実施するとしている「1方向からの工事の実施」については、そこに生息する動物の移動速度等の生態の違いを考慮して、より慎重に実施すること。

(4) 陸域生態系の事後調査については、典型性として挙げている注目種への工事に伴う騒音・振動による影響を調査項目として追加すること。

(5) 小型コウモリ類の事後調査については、調査項目として工事に伴う騒音・振動についても追加し、次の事項を考慮すること。なお、事後調査の内容については、生態系における洞窟性コウモリ類の事後調査の内容と整合を図ること。

ア 調査の手法については、小型コウモリ類が感じる周波数帯の騒音・振動

イ 工事中の騒音・振動が最も大きくなる時期を含んだ調査時期の設定

(6) 小型コウモリ類の生息洞の辺りに設けるとしている「保護地域」については、その区域や植樹する樹種等の具体的な計画の内容を示すこと。

11 ウミガメ類について

(1) 照明による影響への環境保全措置として実施するとしている「遮光板の設置」については、その設置位置について具体的に示すこと。

(2) 海岸域の環境保全措置として検討するとしているリーフレット等による利用者への啓発等については事業者において実施すること。なお、その具体的な内容については施設利用計画において示すこと。

12 生態系の構造・機能への影響、基盤環境と生物群集との関係による生態系への影響については、次の事項も考慮させた上で予測及び評価を追加すること。

なお、その結果環境への影響が小さくないと判断される場合は、環境保全措置及び事後調査について検討すること。

ア 陸域生態系について、新たに施設等の人工構造物が存在することによって変化する、食物連鎖及び基盤環境と生物群集との関係

イ 工事による影響の予測において、類似事例としている過去の農地造成等工事について、工事の種類や規模、工事期間等の事業特性に係る当該事業との相違点

ウ 海域生態系について、浸透池で地下浸透した水による珊瑚礁等への影響

13 陸域生物及び陸域生態系の予測、評価の結果については、それぞれの工区における工事または供用時の影響要因が相互作用することによる事業全体としての影響についての予測及び評価を追加すること。

【人と自然との触れ合い関係】

14 景観への環境保全措置としての構造物等の形状や色彩等の検討について、施設の実施設計時に最終決定する際には、専門家等の意見を聴取すること。

15 ウミガメ類に対する、照明による影響への環境保全措置として設置するとしている「遮光板」については、景観への配慮の観点から、その構造や材質、色等をどのように検討したのかを具体的に示すこと。

【廃棄物等】

16 施設内に設置するとしている堆肥化処理施設については、その施設の位置、処理工程等の概要を明確に示すこと。なお、堆肥化施設からの悪臭や排水等については、環境影響が生じることのないよう十分配慮すること。

【その他】

17 工事中の環境保全対策として検討するとしている工事関係者に対する専門家による講習会等の啓発活動については、事業者において実施すること。なお、その内容については補正評価書において具体的に記載すること。

18 汚水排水計画における処理水の植物への灌水方法については、処理水の水質も考慮させた上で再度検討すること。

また、その際はそれらの複数案の比較検討を行うことを検討すること。